# 市長も議会も憲法28条を守ってください。

子どものための施設整備を遅らせているのは組合ではありません。市長と一部市議会議員が解決を長引かせています。

# 労働委員会の 措置勧告と 三者委員要望

労働委員会は、労働者と使用者との間で自主的な調整が難しい時に、公正な立場で迅速・円満に解決するために設置された、労使問題の専門機関です。

公益、労働者及び使用者を代表する三者の委員で構成されています。

組合事務所の移転について早期の解決を図るため、県労働委員会は、8月31日に実効確保の措置勧告、12月7日に、この事件を担当する三者委員要望を出しました。いずれも、労使双方の言い分を聞き取った上での正式な判断です。

組合は、現在の組合事務所がある建物を取り壊して、子ども会館・子どもの家の整備をはじめとする施設再編に反対していませんし、現在の場所から移転することにも同意しています。市長が県労働委員会の勧告に従って本庁舎敷地内で移転先を用意することで、問題はすぐに解決します。それは十分に可能なことだと私たちは考えています。

組合で調査したところ、県内の一般市のすべて(組合の 無い1市を除く)で組合事務所を本庁舎内または本庁舎敷 地内に設けています。県労働委員会も、本庁舎敷地内での 事務所使用を勧告しています。そのような中で組合は、小 規模の出張窓口を本庁舎敷地内に置ければ、組合事務所本 体は本庁敷地外に移転しても良いと譲歩しました。

市議会の一部議員による組合攻撃に屈した市長は和解を 拒み、敢えて解決に時間のかかる裁判手続きをしようとし ています。解決までの時間を長引かせて子どもの施設の整 備を遅らせているのは市長と一部市議会議員です。

#### (8月31日付 審査の実効確保の措置勧告) 勧告書

神労委平成27年(不)第9号不当労働行 為救済申立事件に関し、平成27年8月12日 付け審査の実効確保の措置勧告申立てにつ いて、同月28日第1579回公益委員会議にお いて審議した結果、労働委員会規則第40条 の規定に基づき、次のとおり勧告する。

記

平成27年(不)第9号不当労働行為救済 申立事件が当委員会に係属中であることに かんがみ、被申立人は、この事件の審査手 続終了までの間、申立人が被申立人本庁舎 敷地内において事務所の使用を継続するこ とについて、申立人と誠意をもって十分に 協議すること。

#### (12月7日付 三者委員要望) 要望書

神労委平成27年(不)第9号事件に関して、平成27年10月28日付けで申立人 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会から申立てがあった審査の実効確保の措置 勧告申立てについて、同年11月2日、同月24日に実施した実情調査の結果及び 当委員会による同年8月31日付け実効確保の措置勧告の趣旨を踏まえ、紛争の 速やかな解決のため、担当三者委員は協議のうえ、下記のとおり強く要望する。

記

現在の申立人事務所が所在する建物が、近い将来取り壊されることが予定されているという事情を踏まえ、被申立人本庁舎敷地内には、日常の組合活動に必要な最小限度の広さのスペースを確保し、申立人事務所は被申立人本庁舎の近隣に置くことを基本として、労使による建設的な協議により、早急に問題の解決を図ること。

なお、上記平成27年8月31日付け措置勧告は、現在の申立人事務所の使用継続を勧告したものではなく、あくまで、被申立人本庁舎敷地内での申立人事務所の使用継続を前提として、申立人事務所の移転を含めて協議することをその趣旨とするものであることを付言する。

# 神奈川県労働委員会に申立をしている事件(詳しくは組合ホームページをご覧ください)

### 特殊勤務手当等 削減強行事件

特殊勤務手当等の見直しに際し、部分的な合意を反故にして大幅削減を強行したものです。

#### 激変緩和措置全面削除事件

給与の大幅削減を伴う「新たな人事・給与制度」の導入にあたり、給料の削減を段階的なものとする「激変緩和措置」を付けることで労使合意していました。

しかし、この労使合意に基づく給与条例改正案に対し、市議会が激変緩和措置を削除する修正をして可決したため、最大で17.9%の削減がいきなり行われたものです。

#### になりましたが、本庁舎敷地内 に移転先を示さないまま、現在 の組合事務所の建物の使用許可 を10月末で終了させたものです。

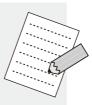
組合事務所問題

組合事務所を移転させること

私たちは、鎌倉市役所の状況を正常化したいと考え、神奈川県労働委員会に3つの申立てをしています。労働条件は、労働者と使用者の話し合いで決めるというのが前提で、解決に向けて努力をしてきましたが、労働委員会に救済申立をする結果となっています。組合は、市長や市議会との対立を求めているのではなく、憲法で保障されている労働基本権を尊重した、労使関係の正常化を求めています。



市長や一部の市議会議員は、様々な形で職員を傷つけ、「組合を潰せ」という勢いで不当労働行為を繰り返しています。 公務に限らず、組合が排除されていったら、誰がブラック企業から労働者を守るのでしょう?これまでの様々な圧力から、市の職員が「声を出せない」事態になっています。これは、市民が声を上げても聞く耳を持たない市政運営に繋がります。市民のみなさんにも、一緒に考えていただければと思います。御意見をFAXやメールでお聞かせください。





# 「不法占拠」ではありません

組合事務所の移転について市長は、本庁舎敷地内に移転先を提示しないまま、組合事務所として現在使用しているプレハブ建物の使用許可を一方的に終了させました。

組合は、現在の場所に固執している訳ではありません。本庁舎敷地内に代替場所の提示がなく、移転しようにもできないのが実情です。

本庁舎敷地内の移転先を用意すべきとする県労働委員会の勧告を無視した市 長の動きは、不当労働行為で違法です。組合事務所を保全するため、昼夜問わ ず役員常駐体制で使用を続けざるを得ない状況です。

現在の組合事務所の状態について市議会では、「不法占拠」という主張が聞かれました。しかし、労働委員会の勧告を無視して本庁舎敷地内に移転先を用意しないで退去を迫ることこそが憲法28条・労働組合法7条に反する違憲・不法なことです。

組合は、本庁舎敷地内に代替となる事務所が提示され次第、速やかに移転できるように、準備を進めています。



# 地方公務員の労働基本権

憲法28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする 権利は、これを保障する。」と規定しています。いわゆる労働3権(団結権・団 体交渉権・争議権)が憲法上保障されているというのが大原則です。

公務員の場合には、全体の奉仕者という側面から例外的に労働3権の一部に つき制限が定められています。例外的な定めですから限定的・厳密に解釈運用 される必要があります。地方公務員法の規定により、争議権は認められていま せんが、団結権や団体交渉権は認められています。

地方公務員の給与を条例で決める「給与条例主義」は、住民自治の原則と並んで、労働基本権が制限されていることの代償措置として、条例により適正な労働条件を保障するための規定です。もともと、住民と地方公務員は敵対関係にあるものではなく、住民自治のもとで円滑な行政サービスが進むように、住民が自分たちの職員の労働条件を保障する趣旨です。

(弁護士による詳しい解説をホームページに掲載しています)

## 鎌倉市職員労働組合

FAX ▶ 0467-22-9841

メール > mail@kamakumi.com

ホームページ▶ http://www.kamakumi.com

Twitter ▶ @135kama

Facebook ▼

https://www.facebook.com/kamakumi01/

発行年月日 2015年12月19日 発行者 鎌倉市職員労働組合